

患者が抗がん剤医療を理解して受けられるようにするための取組

1. インフォームド・コンセントの徹底

<現状>

- 医療法1条の4において、医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手によるインフォームド・コンセントの努力義務を規定

<今後の取組>

- インフォームド・コンセントの徹底等を医療機関に通知（今年度中に通知予定）
- 抗がん剤に関する指導管理の診療報酬上の取り扱いを検討（次期診療報酬改定で検討）

2. 医師のコミュニケーションスキルの向上

<現状>

- がん治療医等に対して、がん診療連携拠点病院において、コミュニケーションに関する研修を実施

3. 医師への専門知識の普及

<現状>

- 日本臨床腫瘍学会に対し、専門医の質の向上に資する取組（副作用対応に特化した研修等）を要請（平成23年4月）
- がん診療連携拠点病院において、地域の医師等に対し、化学療法の副作用対応等に関する研修を実施（平成23年4月から順次実施）

4. がん医療・抗がん剤に関する情報提供等

<現状>

- がん診療連携拠点病院において、患者・家族に対するがん医療に関する相談支援を実施
- 国立がん研究センターがん対策情報センターにおいて、がん医療に関する情報提供を実施（パンフレット、HP等）
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）の一般向けのHPにおいて、
 - ・「おくすりQ&A」
 - ・「患者向医薬品ガイド」
 - ・「重篤副作用疾患別対応マニュアル（一般の皆様向け）」等を公開
- 行政と患者・消費者及び医療職が、医薬品の安全性等の十分な情報を適切に共有するためのリスクコミュニケーション方策に関し、厚生労働科学研究で検討中（平成21～23年度）
- 医療関係者から患者への情報伝達の責務について、薬事法改正のための審議会部会で検討中（平成23年3月～）